

第 47 回すみよし区民まつり 応募規約

この応募規約は、写真・動画を応募される方（以下「参加者」といいます）がすみよし区民まつり実行委員会（以下「実行委員会」といいます）の制作、配信する第 47 回すみよし区民まつり（以下「本企画」といいます）へ写真・動画（以下「動画等」といいます）を応募するにあたり、実行委員会との間で応募条件を定めた規約です。

本企画とは、①住吉区活動 PR（動画）、②すみよし区民まつりのあゆみ（写真・動画・エピソード）、③住吉区ペットコンテスト（動画・写真）、④住吉区的笑顔自慢（写真）、⑤住吉区ぶらさがり選手権（動画）を指します。

本企画の応募にあたっては、本応募規約に同意していただくことが必要です。動画等を送付された場合、参加者は本応募規約の定める事項に同意し承諾されたものとします。

1. 参加者は本企画において投稿する動画等につき、次に掲げる事項を表明し保証するものとします。
 - (1) 参加者が動画等の著作権を単独で保有していること。
 - (2) 撮影場所が第三者の所有または管理する場所である場合、参加者が当該第三者から本規約の定める条件について同意および承諾を得ていること。
 - (3) 参加者以外の第三者が動画等に映っている場合、参加者が当該第三者から本規約の定める条件について同意および承諾を得ていること。
 - (4) 動画等および動画等に含まれるあらゆるものが、第三者の権利または法律上保護される利益（著作権、著作隣接権、著作者人格権、肖像権、パブリシティ権、名誉またはプライバシーに関する権利を含みますが、これらに限られません）を侵害していないこと。
 - (5) 本応募規約の遵守を妨げるような契約関係または法律関係が第三者との間に存せず、また本応募規約によって許諾される動画等の利用について、実行委員会および実行委員会が指定する者が第三者から何らの請求も受けないこと。
 - (6) その他、動画等の撮影、作成および利用が、いずれかの国の法令等に違反し、または違反を助長するものでないこと。
 - (7) 営利目的ではないこと。宗教活動、政治活動を目的としないこと。わいせつ、暴力、差別、誹謗、中傷、その他公序良俗に反する内容が含まれていないこと。暴力団またはその関係者でないこと。
- * 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱等により、暴力団関係ならびに公序良俗に反するおそれがあると認められた場合は参加できません。参加決定後に判明した場合は、即時、参加を取り消します。

2. 参加者は、実行委員会および、実行委員会が指定する者に対して、次に掲げる事項を、地域、期間および回数等の制限なく、許諾するものとします。③住吉区ペットコンテスト（動画・写真）、⑤住吉区ぶらさがり選手権（動画）に限り、これに対する対価は、動画等が入賞された場合に限り、入賞者に贈呈される賞品のみとし、この賞品以外には何らの支払いも一切されないものとします。また参加者は、本項において許諾する事項に関し、著作者人格権を行使しないものとします。

(1) 本件動画等をダウンロード、複製し、並びに実行委員会の裁量において編集（※1）、翻訳（※2）、その他翻案すること。

※1 一部の切除、他の動画等との結合を含みますがこれらに限られません

※2 任意の言語による吹き替えまたは字幕の表示等

(2) (i) 動画等または動画等を翻案した動画等、(ii) 動画等から抽出した音声（※1）、動画等から抽出した動画等（※2）、動画等から抽出した静止画、および参加者の氏名、写真、肖像等を、あらゆる媒体および態様（※3）において利用すること。

※1 参加者の声および歌唱を含みますがこれらに限られません

※2 参加者の演技およびその他の実演を含みますがこれらに限られません

※3 YouTube への掲載、DVD 化等による複製及びその配布、放送、公衆送信（自動公衆送信の場合の送信可能化を含む）、展示、上映、ビデオグラム化、を含みますがこれらに限られず、また将来開発される媒体および態様を含みます

3. 参加者が20歳未満である場合、応募にあたって保護者の同意を得るものとします。また、動画等に映っている人物が20歳未満の場合は、その保護者の同意も得るものとします。

4. 本企画の各募集要項及び本応募規約を踏まえた動画等であるかを実行委員会にて確認し、審査します。なお、審査過程における質問や審査結果についての異議申し立て等については、お答えすることができません。

5. 応募にあたって参加者から実行委員会に提供された個人情報については、本応募規約によって許諾される事項に係る目的のために使用されます。その他、参加者から実行委員会に提供された個人情報の取り扱いについては、「大阪市個人情報保護条例」に基づいて取り扱われます。なお、この大阪市個人情報保護条例は事前・事後通知なく変更・改訂される場合があります。

6. 動画等に関連して第三者との間に何らかの紛争が生じた場合、実行委員会・住吉区役所は免責されるものとし、参加者が参加者自らの費用と責任において誠意をもって解決するものとします。